

伝統ある東本町秋祭りを安全で楽しく運営する為、運用及び行動のルール細則を次の通り定める。



## 1. 参加資格

秋祭り参加申込資格は以下の通りとする。

- (1) 東本町自治会会員、東本町こども会会員、および東本町自治会会員世帯主の紹介を受けた者とし、それぞれが東本町秋祭り行動規程(以下本規程)の遵守誓約を宣言した者。
- (2) 紹介者は、自己の責任において、紹介した申込者に本規程を厳守させる。

## 2. 東本町自治会の責任(保険付与)

- (1) 東本町自治会は秋祭り参加者のうち自治会会員に対しては、年度初めに団体傷害保険に加入し、この保険(通院1,000円/日、入院2,000円/日、もしもの時350万円)によって祭りでの事故等を補償する。また何らかの理由でこの保険が適用されない場合も含め、この保険適用範囲外の一切の責任を負わない。
- (2) 東本町自治会は秋祭り参加者のうち自治会会員以外に対し、祭りまでに団体傷害保険に加入し、この保険(通院1,000円/日、入院2,000円/日、もしもの時350万円)によって祭りでの事故等を補償する。また何らかの理由でこの保険が適用されない場合も含め、この保険適用範囲外の一切の責任を負わない。

## 3. 行動及び運用基本ルール

- (1) 祭り参加者は祭り期間中は東本町屋台担ぎ組織の指揮命令系統に従う。
- (2) 屋台担ぎ手の着衣は、東本町指定の「ひがしのハッピー・くいつき、青色の鉢巻き」、まわし、地下足袋とし、責任者は担ぎ手の着衣ルール順守を確認する事。
- (3) 屋台担ぎ手は、常に指定のひがしの「ハッピー」又は「くいつき」のどちらかを表面に着用とし、宮入前等ここ一番で祭典委員長からの特別な指示が出た場合はその指示に従う(上半身裸等)。
- (4) 屋台担ぎは事前申し込み者のみとし、飛び入り屋台担ぎを禁止し、責任者は監視を行う。
- (5) 酒類のイッキ飲みや飲酒強要、深酔い等は禁止し、責任者は監視を行う。
- (6) 怒声・罵声等により指揮命令を妨害や他の者への威圧行為を禁止し、責任者は監視を行う。
- (7) 感染症患者及びその疑いがある者は、参加してはならない。
- (8) 自治会役員、および世話人会員は未成年者への飲酒・喫煙強要等の法令違反を発見した場合は警察に通報すること。
- (9) 自治会役員、および世話人会員はどう喝・妨害・破壊・暴力行為等の法令違反行為を発見した場合は警察に通報すること。
- (10) 自治会役員、および世話人会員は見学者による度を過ぎる迷惑行為(どう喝・罵声等)を発見した場合は警察へ通報すること。

## 4. ルール違反

祭り参加者が本規程に違反した場合、世話人会役員及び祭典委員会が協議の上、違反した参加者に対し、即座に祭り参加を拒否できる。

また、その紹介者及び保護者が違反した参加者に対しての管理監督義務を怠ったと世話人会役員及び祭典委員会が判断した場合は、紹介者及び保護者に対しても、即座に祭り参加を拒否できる。

## 5. その他

この規程は、令和6年6月8日の東本町屋台世話人会により承認され、令和6年7月1日から適用される。

以上